

法務委員会の主要課題

～司法制度改革審議会意見書から 10 年～

法務委員会調査室 ひしぬま 菱沼 せいいち 誠一

1. はじめに

司法制度改革審議会意見書が出されてから 10 年が経過した。この間の関連立法は膨大なものであったが、その評価については、判断する材料が十分でないものも多いことから、本稿では、司法制度改革関連は裁判員裁判と法曹養成の問題に絞り、それらを含む現在の法務委員会の主要課題について概観する。

2. 民事法制に関する課題

(1) 債権法制の見直し

明治 29 年（1896 年）制定の民法は、110 年以上を経過して、IT 化や国際化により契約形態が現代社会に対応できない面が多く見られるようになり、債権編を中核とする部分に抜本的な改正の必要性が生じているとの意見がある。また、法典の解釈適用の過程で生まれた判例は、膨大な規範群を形成しており、基本法典の透明性を高める必要性も指摘されている。例えば、内田貴法務省参与は、民法（債権法）現代化の課題として、以下の三つを挙げている。第一は、明らかに時代に合わなくなった民法の規定の現代化（消滅時効、法定利率など）、第二は、民法典が起草された時代には存在しなかった現象に対応するための新たな課題（サービス契約、銀行取引契約など）、第三は、東日本大震災など自然災害に適した民法にするための課題（消滅時効の停止、事情変更の原則など）である¹。

このような考えから、学会の有志による「民法（債権法）改正検討委員会」に基づいて「債権法改正の基本方針」がまとめられ、平成 21 年 10 月 28 日の千葉法務大臣（当時）の法制審への諮問（第 88 号）を受け、現在、法制審議会民法（債権関係）検討部会において債権法制の見直しの検討が行われている。

同部会は、平成 23 年 5 月に「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」を公表し、同年 6 月から 8 月にかけてはパブリックコメントが実施された。パブリックコメントへの反応は、多方面から、多種にわたっているが²、これらの結果も踏まえ、平成 25 年 2 月頃を目途に中間試案をとりまとめることを目標として、現在、引き続き、審議が進められている。改正案が提出されれば、かつてない民法の抜本的改正となることも予想されるが、これまでの検討経緯等に対して、学会の一部などから強い批判もある³。

1 内田貴『民法改正』（筑摩書房 平 23.11）150 頁以下

2 代表的なものとして、「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理に対する大手法律事務所弁護士有志の意見」（「NBL」『商事法務』No962（平 23.10）9 頁以下）等

3 加藤雅信『民法（債権法）改正－民法典はどこにいくのか』（日本評論社 平 23.5）等

(2) ハーグ条約加盟と国内法制整備

国際結婚が破綻した夫婦間の子供の扱いを定めた「ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事面に関する条約）」は、1980年、ハーグ国際司法会議で採択された条約であり、国際結婚した夫婦が、離婚後、一方の親が子を勝手に国外に連れ出した場合、残された親は、相手方の国に対し、子の返還や子との面会を請求できること等を定めている。平成23年10月現在、86か国が加盟しているが、我が国は未加盟のため、日本に子を連れ帰った親が相手国から不法な連れ去りとして誘拐で重罪に問われたり、日本に連れ出された子を連れ戻そうとした他方の親が日本で逮捕される、日本から子を連れ出された場合に、相手国の裁判所に子の返還を求めるなど過度な負担が強いられるといった問題⁴が起っており、欧米諸国等から、我が国に対し、同条約への加盟を求める声も強まっていた⁵。

これらを踏まえ、我が国政府は、平成23年5月20日、同条約加盟の方針とともに、この返還命令に関する裁判手続の新設、子の返還手続を進める中央当局の外務省への設置等を閣議了解した。

翌6月6日、江田法務大臣（当時）から法制審議会に対して諮問がなされ、現在、「同審議会ハーグ条約（子の返還手続関係）部会」において審議が行われている。また、外務省においても、「ハーグ条約の中央当局の在り方に関する懇談会」において、中央当局の任務や権限等について議論が行われており、パブリックコメントの結果も踏まえ、検討が続けられる予定である。

条約加盟国同士では子供を元の国に返還することが原則であるが、児童虐待が疑われるケースなど、返還拒否が求められるケースも想定される。同条約は、子供を肉体的・精神的危難にさらす場合に拒否できるとしているが、拒否の判断は厳しく行われている実情もあり、拒否規定の制定等が同部会における大きな論点になると見られている。

もともと、メディアの報道等では、返還拒否事由でどうやって日本人を守るかといった論調が少なくないが、国内担保法において、「重大な危険」の返還拒否事由の具体化に当たっては、あくまで、子の返還が真に子の利益に反する場合に的確に返還拒否事由を発動して子の保護を図るとの観点から規定の在り方を検討すべきであり、その基準としては、国際的に共通に理解される子の利益を基準とすべきであるとの意見も見られる⁶。

なお、この問題に関連して、離婚後の子供の親権について、現在の民法で、父親か母親のどちらか一方しか持つことができないため、子供が、親権を持っていない親になかなか会いにくいという指摘もされている。そのため、平成22年3月、千葉法務大臣（当時）も、「子供の利益を考えたときには、どちらの親も、子供に接触できることは大事なこと」であり、「離婚した後も、両親がともに子供の親権を持つことを認める『共同親権』を民法の中で規定できないかどうか、政務3役で議論し、必要であれば法制審議会に諮問することも考えている」旨答弁しており⁷、ハーグ条約の批准とともに、我が国にも共同

4 『産経新聞』（平23.10.27）等

5 『朝日新聞』（平23.2.9）等

6 大谷美紀子「子の連れ去りに関するハーグ条約」『法律時報』83巻12号（平23.11）43頁

7 第174回国会衆議院法務委員会議録第10号15頁（平22.3.9）

親権の導入を求める意見もある⁸。

（３）民法成年年齢の見直し

日本国憲法の改正手続に関する法律の第３条は、憲法改正の国民投票に関して、満 18 歳以上の国民に投票権を与えている。そして、同法附則第 3 条第 1 項において、国は、この法律が施行される（平成 22 年 5 月 18 日）までの間に、満 18 歳以上満 20 歳未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、公職選挙法、民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする⁹と定めている。

そのため、法制審議会民法成年年齢部会において、若年者の精神的成熟度及び若年者の保護の在り方の観点から、民法の定める成年年齢を引き下げるべきか否か等について審議が行われていたが、平成 21 年 7 月 29 日、18 歳に引き下げるのが適当とする最終報告書が取りまとめられた。同報告書は、公職選挙法の改正により、選挙年齢も引き下げて成年年齢と一致させるのが望ましく、拡大の懸念がある消費者被害の対策の充実など一定の環境整備も必要であると指摘した上で、法改正の時期は、「国会の判断に委ねるべき」であるとした。これを受けて、同年 10 月 28 日、法制審議会は、民法上の成年年齢を現行の 20 歳から 18 歳に引き下げるのが適当とする結論をまとめ、法務大臣に答申したが、引下げ実施の時期は国会の判断に委ねられた⁹。

なお、その後、両院の憲法審査会が活動を始めており、その状況によっては、成年年齢の引下げが具体的な議論の俎上に上ってくることも考えられる。

（４）会社法制の見直し

平成 22 年 2 月 24 日、千葉法務大臣（当時）は、会社を取り巻く幅広い利害関係者からの信頼を確保する観点から企業統治の在り方や親子会社に関する規律等を見直す必要があるとして、法制審議会に対し、会社法制の見直しについて諮問を行った。これを受けて、同審議会に会社法制部会が設置され、同部会は、平成 23 年 12 月、企業統治（コーポレートガバナンス）強化を柱とする会社法改正の中間試案を公表した。

近時、オリンパスや大王製紙など上場企業の不祥事が相次いだこと等も踏まえ、同中間試案のうち、「Ⅰ 企業統治の在り方」においては、①社外取締役の活用、②監査役の機能強化、「Ⅱ 親子会社に関する規律」においては、①親会社の株主が子会社の役員に対して責任追及訴訟を起こすことができることを可能とする多重代表訴訟制度の創設、②親会社と子会社の利益相反取引について親会社の責任を明文化する規定の創設、等が主な内容となっているが、同時に、経済界の反発等も考慮し、社外取締役の義務付けは見送る案も併記している。さらに、「監査・監督委員会設置会社制度」の創設も打ち出している。これは、委員に選任された取締役 3 人以上で組織され、その過半数を社外取締役とするもので、委員は、その他の取締役とは別に、株主総会で選任されることになる。現行の委員

8 棚村政行「導入に向けた制度・環境整備を進めよ」『毎日新聞』（平 22. 6. 25）等

9 成年年齢見直しについては、「成年年齢引下げ」『ジュリスト』No1392（平 21. 12）136 頁以下

会設置会社は活用が進んでおらず、監査役会設置会社では社外取締役を選任していない企業が多いことから、新たな仕組みの導入で経営チェック体制の強化を図るのが趣旨である。

元々、今回の改正に関しては、以下に述べるような様々な背景がある。まず、平成 18 年施行の会社法の第 125 条第 3 項の規定に関して、その制定時の過誤を修正すべきとの意見があった¹⁰。また、日本の資本市場のプレゼンスの低下は、上場会社のコーポレートガバナンスに問題があるとの立場から、現在の企業統治法制の見直しを求める声もある¹¹。

さらに、民主党は、政策集 INDEX2009 において、「株式を公開している会社等は、投資家、取引先や労働者、地域などさまざまなステークホルダー（利害関係者）への責任を果たすことが求められます。公開会社に適用される特別法として、情報開示や会計監査などを強化し、健全なガバナンス（企業統治）を担保する公開会社法の制定を検討します」としており¹²、平成 21 年 7 月、同党の公開会社法プロジェクトチームも、同法の素案をまとめている（その主なポイントは、①情報開示の徹底、②内部統制の強化、③企業集団の明確化とされている）。

このような経緯の下、上記中間試案に関するパブリックコメントの手続がなされた後、本年中でも、会社法改正案の国会への提出も考えられる。

（５）民法改正（選択式夫婦別氏、婚外子の相続分の見直し等）

平成 8 年の法制審答申において、いわゆる選択式夫婦別氏制度の導入が提言され、民法の改正要綱が公表された。

これを受けて、政府は、平成 13 年に選択式夫婦別氏法案の提出を検討したが、提出には至らなかった。その後、自民党の一部の議員による家裁許可制夫婦別氏法案の提出が試みられ、また、民主党、公明党等は、議員提案により、選択式夫婦別氏法案を国会に数回提出しているが、いずれも審査未了となった。なお、平成 21 年 8 月に民主党政権となつてから以降も、提出に向けた動きはあるものの、法案提出には至っていない¹³。

また、上記民法要綱では、いわゆる婚外子の相続分を嫡出子の相続分の半分とする民法第 900 条第 4 号の規定についても、これを嫡出子と同等にするとの内容が盛り込まれている。この婚外子の相続分の見直しに関しては、近時、最高裁の大法廷判断により、平成 7 年の合憲判断が見直されるのではないとも言われていたが¹⁴、当該事件において、当事

10 江頭憲治郎『会社法（第 3 版）』（有斐閣 平 21.12）195 頁はその一例である。

11 「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告～上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて」及び「企業統治研究会報告書統治研究会報告書」（平 21.6.17）

内容は、金融庁HP<http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20090617-1/01.pdf>及び経済産業省HP<<http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g90617b01j.pdf>>

12 民主党HP<<http://www.dpj.or.jp/news/files/INDEX2009.pdf>>

13 選択的夫婦別氏制度及び婚外子相続分の見直しに関するこれまでの議論については、内田亜也子「家族法をめぐる議論の対立」『立法と調査』No306（平 22.7）61 頁以下

14 これまでの最高裁の判断については、菱沼誠一「非嫡出子相続分の規定」『立法と調査』No312（平 23.1）26 頁以下。夫婦別氏については、原優「婚姻制度等に関する民法改正」『戸籍一備忘録（1）』676 号（平 10.7）～『同（5）』684 号（平 11.2）が、非嫡出子の相続分については、石川健治・大村敦志「最高裁判所民事判例研究」『法学協会雑誌』114 巻 12 号 1566 頁（平 9.12）が、詳しい。

者間で和解が成立したため、昨年3月、当該訴訟は却下された¹⁵。ただし、その後も、下級審ながら、民法の当該規定について違憲であるとする大阪高裁の決定（平成23年8月24日）も出されている。

3. 刑事法制に関する課題

(1) 裁判員制度

ア 裁判員制度は、一般国民から無作為に選ばれた裁判員が、重大犯罪に関する刑事裁判の過程に参加し、裁判官とともに有罪・無罪や刑の重さを決める制度であり、平成21年5月21日から法律が施行されている。

最高裁判所HPの裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成23年7月末・速報）¹⁶によると、罪名別の新受人員は4,002名（罪名別では、件数の多い順に、強盗致傷1,011人、殺人843人、現住建造物等放火373人、覚せい剤取締法違反340人、傷害致死290人など）で、同期間の終局人員は2,574人（罪名別では、強姦致傷634人、殺人582人、現住建造物等放火236人、傷害致死210人、覚せい剤取締法違反206人）となっている。判決人員2,517人の受理から終局までの審理期間は、総平均で8.3月、自白事件（1,598人）は7.2月、否認事件（919人）は10.1月となっている。公判前整理手続の期間は、総平均で5.5月、自白4.7月、否認6.8月である。

なお、この間の終局件数2,388件において選任された裁判員の数は14,564名で、制度施行前に最も懸念されていた出席率は80.3%となっている（出席率＝選任手続日に出席した裁判員候補者数÷（呼出状を送付した裁判員候補者数－呼出取消しがされた裁判員候補者数））。制度が定着するか否かはこの数字の動向にかかっていると見えよう。裁判員の平均職務従事日数は4.5日、平均評議時間は521.6分（8.7時間）となっている。

また、上記HP上の裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書（平成23年1月～6月分）¹⁷によると、裁判員の60.3%が審理内容について「理解しやすかった」と答えている。ただし、法曹三者の説明については、「わかりやすかった」とするのが、裁判官については86.7%、検察官については66.7%、弁護士については39.5%となっており、三者間での格差が目立っている。また、評議では、75.1%が「話しやすい雰囲気であった」とし、71.7%が「十分に議論ができた」としている。

なお、判決の結果のうち、注目される量刑への影響を分析するためには、さらに裁判員裁判の件数を重ねる必要があると思われるが、大勢としてこれまでの傾向と余り変わりはないとの指摘もある¹⁸。

イ これらの現状を踏まえ、現在のところ、裁判員裁判制度については積極的な評価が

15 『読売新聞』（平23.10.14）

16 最高裁判所HP <http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/pdf/09_12_05-10jissi_jyoukyou/02.pdf>

17 同HP <http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/pdf/09_12_05-10jissi_jyoukyou/h22_keikensya.pdf>

18 松生健一「裁判員裁判の理想と現実」横藤田誠編著『裁判所は「権利の砦」たりうるか』（成文堂 平23.9）230頁

多数と思われる¹⁹が、同時に、様々な課題も指摘されている。

法務省でも、制度施行後3年後の見直しにつき、省内に「裁判員制度に関する検討会」を設置して議論を進めている。同検討会で議論の対象となっているのは、①対象事件の範囲（除外事件（性犯罪等）、追加事件（否認で被告人が求める事件等））、②裁判員の権限（事実認定に限定するかなど）、③裁判員の選任手続（当事者の直接の質問など）、④裁判員への刑事裁判ルール（説明内容等を法律等で規定する必要性等）、⑤裁判員の守秘義務（緩和の必要性）、⑥裁判員の心理的負担の軽減方法、⑦評決の要件（死刑判決の全員一致制等）、⑧証拠開示制度の改革、⑨立証制限規定の見直し、⑩全体構造の見直し（公判前整理手続等）、⑪裁判員裁判の公判における手続二分論、⑫控訴審の在り方（検察官控訴の制限）の各項目である。

なお、裁判員裁判の合憲性について、昨平成23年11月16日に最高裁判決が出されている²⁰。この中で、最高裁は、全員一致で、「裁判員裁判は、憲法18条後段、31条、32条、37条1項、76条1項2項3項、80条1項の各条にいずれも反しない」としているが、同事件は覚せい剤取締法違反事件であったことから、今後、死刑が問題となる事件において、改めて、18条（思想・良心の自由）に反しないか等が問題となることも考えられる。

（2）取調べの可視化と検察改革

ア 刑事事件取調べの可視化（録音・録画）については、従来、日弁連等からの強い主張があった中、平成19年以降、氷見事件、志布志事件等のえん罪事件が明らかとなり、また、平成21年6月には足利事件の再審開始決定がなされ、DNA型鑑定に関する捜査の問題点等も指摘されることとなった。

そこで、これらの事件を契機に、更なるえん罪防止策が強く要望され、また裁判員の実施に当たり、供述調書の任意性立証の容易化が求められたこともあり、改めて取調べの可視化が注目されることとなった。これに対応して、検察庁は、取調べ過程の一部を試験的に録音・録画することとし、警察庁も一部録音・録画の試行を平成20年度から開始した（なお、その後も再審を求める動きは続いており、東電OL殺人事件（平成9年に東京電力の従業員女性が東京都渋谷区で殺害された事件）において有罪となった服役囚が東京高裁に再審を請求、平成23年7月に、裁判所の要請を受け、東京高検がDNA型鑑定を実施した。また、福井市の女子中学生殺人事件（昭和61

19 松尾浩也「裁判員裁判1年を振り返って」『刑事法ジャーナル』24巻（平22.8）2頁以下、白木功「裁判員裁判1年の課題と展望－検察官の立場から－」『同』（同）12頁、小野正典「裁判員裁判1年の課題と展望－弁護士の立場から－」『同』（同）21頁、後藤昭「動き始めた裁判員裁判」『法学セミナー』660号（平21.9）6頁等

20 最高裁判所HP<<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111116154348.pdf>>

なお、韓国でも、平成20年より国民参与員制度（陪審制と参審制の混合型）が始まっているが、同制度は、①被告人が（参与員裁判の）辞退を申し出ることができること、②参与員の判断とは別に、裁判官が判決を下せること（参与員の判断に拘束力がないこと）の2点が、我が国の裁判員裁判と大きく異なっており、見直しにおける課題となっている。

年に福井市で女子中学生が殺害された事件)でも、平成 23 年 11 月に再審開始決定が出された(その後、検察の異議申立てにより、異議審が開始される予定)。さらに、袴田事件(昭和 41 年に静岡県清水市(当時)で 4 人が殺害された強盗殺人放火事件)でも、第 2 次再審請求において、静岡地検が、静岡地裁の勧告に基づき、取調べ時の録音テープ 1 巻など 176 点の証拠を開示している。)

国会においても、えん罪防止や自白の任意性立証の容易化のため、平成 19 年 12 月 4 日、取調べの全面可視化を主な内容とする法案(第 168 回国会参第 10 号)が参議院に提出され、同法案は、翌 20 年 6 月 4 日、参議院で可決されたが、衆議院で審議未了、廃案となった。その後、同内容の法案が、再び平成 21 年 4 月 3 日、参議院に提出され(第 171 回国会参第 10 号)、同月 24 日参議院で可決された(解散により衆議院で廃案)。なお、民主党は、2009 総選挙マニフェストにおいても、「取り調べの可視化で冤罪を防止する。」²¹としており、自公両党も全面可視化に関して提言をまとめるなどしている。

政府側でも、平成 21 年 10 月より、法務省内の可視化に関する勉強会が開始、翌 22 年 6 月に中間とりまとめが公表され、警察庁でも、同年 2 月より可視化と捜査の高度化を検討するための国家公安委員長の私的研究会が開始されている。

イ さらに、平成 21 年 9 月、大阪地検特捜部主任検事による証拠改ざん事件(障害者郵便制度悪用事件において大阪地検特捜部元主任検事が証拠物件であるフロッピーディスクを改ざんした証拠隠滅容疑により、当時の上司である元特捜部長及び同元副部長が犯人隠避容疑で、それぞれ逮捕された事件)が起こった。

この問題に関しては、最高検の検証チームが平成 22 年 12 月 24 日に、上記証拠改ざん事件に関する報告書「いわゆる厚労省元局長無罪事件における捜査・公判活動の問題点等について」²²を提出、法務大臣の設置した検察の在り方検討会議も、翌 23 年 3 月 31 日に提言「検察の再生に向けて」²³を提出している。

これらを受けて、江田法務大臣(当時)は、検察の改革とともに、特捜部の取調べの録音・録画(可視化)について、全過程を録画する「全面可視化」も含めるよう指示し、5 月には、法制審に、捜査・公判の在り方の見直しや被疑者の取調べの可視化など新たな刑事司法の在り方について諮問を行った。これに基づいて、基本規程「検察の理念」が制定されるとともに、法制審に、刑事司法制度特別部会が設置され、現在、議論が行われている²⁴。

なお、平成 23 年 3 月の最高検察庁「録音・録画試行指針」に基づいて計画されていた取調べの可視化の試行は、同年 4 月の江田法務大臣(当時)の指示を受け、事件の一部についての試行から、事件によっては「全過程」で試行を行うこととされた。

21 民主党HP<<http://www.dpj.or.jp/policies/manifesto2009>>

22 法務省HP<<http://www.moj.go.jp/content/000076308.pdf>>

23 同HP<<http://www.moj.go.jp/content/000076299.pdf>>

24 この間の検察改革に関する経緯と国会論議については、内田亜也子「「検察の在り方」をめぐる国会論議～国民の信頼を取り戻すための検察改革とは何か～」『立法と調査』No319(平 23.8)3頁以下

その数は、同年9月末までで、31人の容疑者取り調べ、延べ247回に達しているが、録音・録画の開始と同時に被疑者が否認に転じた事例等も報告されている。さらに、近時では録音・録画の実質証拠化のような新たな課題も生ずるに至っている²⁵。

(3) 少年院改革

広島少年院の教官による暴行事件等²⁶を契機に、少年院運営の改善策を検討していた法務省の「少年矯正を考える有識者会議」（座長・岩井宜子専修大学法科大学院教授）は、平成22年12月7日、少年院法の全面改正や、施設を視察する第三者機関の創設を柱とする提言「少年矯正を考える有識者会議提言－社会に開かれ、信頼の輪に支えられる少年院・少年鑑別所へー」²⁷をまとめた。

同提言の骨子は、①少年の人格の尊厳を守る適正な処遇の展開、②少年の再非行を防止し、健全な成長発達を支えるための有効な処遇の展開、③高度・多彩な職務能力を備えた意欲ある人材の育成、④適正かつ有効な処遇を支えるための物的基盤の促進、⑤適正かつ有効な処遇を支えるための法的基盤整備の促進、から成っており、「基本的な規定が十分法律に盛り込まれておらず、訓令や通達で補っている」等現行法の問題点を指摘した上で、少年院法の全面的改正と少年院に関する法律とは別に少年鑑別所に関する法整備を図ることを提言している。

同提言を受けて、早ければ、平成24年の通常国会にも、昭和24年の施行以来初めてとなる少年院法の全面改正案の提出が予想される。具体的な内容としては、Ⅰ 再犯防止に向けた処遇の充実強化（矯正教育の基本的制度の法定化、円滑な社会復帰のための支援の実施等）、Ⅱ 在院者の権利義務関係等の明確化（在院者の権利義務・職員の権限の明確化、不服申し立て制度の整備）、Ⅲ 社会に開かれた施設運営の推進（施設運営の透明性の確保、地域社会への協力）等が柱となっている。

(4) 児童ポルノ禁止法改正

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（児童ポルノ禁止法）に関しては、平成16年の改正後3年を目途として検討を行うこととされているほか、アメリカ等から、単純所持を規制していない日本がインターネットにおける児童ポルノ拡散の発信地になっているとの指摘及び単純所持も禁止すべきとの要請もあり²⁸、これまで与野党でそれぞれ改正が検討されてきた。

自民・公明両党は、第169回国会において、衆議院に単純所持の禁止を含む改正案を提出し、民主党も、有償取得等を禁ずる「取得罪」の新設等を内容とする改正案骨子を公表し、第171回国会に法案を提出した。与野党間で、修正に合意したとの報道もあったが、

25 この問題については、「座談会 足利・村木事件の教訓と刑事訴訟法学の課題」『法律時報』83巻9・10号（平22.9）50頁

26 『読売新聞』（平22.3.17～21）等

27 法務省HP<<http://www.moj.go.jp/content/000058922.pdf>>

28 『毎日新聞』（平19.6.3）等

同国会においては成立に至らなかった（第 171 回国会において、両案は廃案となった）。

さらに、第 173 回国会にも、自民・公明両党により、衆議院に、第 169 回提出法案と同様の内容の法案が提出されたが、継続審議となった。その後、第 177 回国会延長後においても、民主党案が提出され、修正協議が行われたが、まとまらなかった。

（５）死刑制度の見直しと終身刑の導入

平成 21 年 5 月から開始された裁判員制度においては、市民が、裁判員として量刑についての判断も求められており、一般市民がそのような精神的な負担に耐えられるのかも裁判員制度の課題の一つとして指摘されている。そのような中、死刑の違憲性が争点となった裁判員裁判も報道されている²⁹。

一方、国会においても、超党派の議員連盟「量刑制度を考える超党派の会」では、死刑と無期懲役の中間に終身刑を創設すること等を内容とする刑法改正案の提出を目指すことを確認している。

また、平成 6 年 4 月発足の「死刑廃止を推進する議員連盟」は、平成 20 年 4 月の「重無期刑の創設及び第一審における死刑に処する裁判の評決の特例に係る刑法等の一部を改正する法律（素案）」の公表に加え、平成 23 年 2 月にも、上記素案に加え、死刑制度等に関する事項について調査を行うため、平成 27 年 3 月 31 日までの間、死刑の執行を停止すること等を内容とする案を公表している。

なお、死刑確定者は、平成 23 年 11 月末の時点で 130 人であり、死刑執行は、平成 22 年 7 月以降、現時点（平成 23 年 12 月 19 日）では行われていない。また、内閣府の「基本的制度に関する世論調査」（平成 21 年 12 月）によると、どんな場合でも死刑は廃止すべきとする者は 5.7 %、場合によっては死刑はやむを得ないとする者は 85.6 %となっている³⁰。

4. 入管行政に関する課題

（１）外国人労働者の受入れ

我が国の急速な少子・高齢化により、人口の大幅な減少が予測されることから、将来の労働力不足を補うため、外国からの人材を受け入れる必要性が指摘されており、平成 22 年 3 月の「第 4 次出入国管理基本計画」（今後 5 年程度の期間を想定した出入国管理行政上の取組の基本方針）³¹でも、諸外国の高度人材等、我が国に活力をもたらす外国人を強く惹きつける為の施策がうたわれている。

また、T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）に関連して、外国人労働者の受入れを拡大すべきとの主張もあるが、その場合、外国人労働者の労働環境等受入れ体制の整備や研修・技能実習制度の見直し等も必要になる³²。

29 『朝日新聞』（平 22. 10. 31）、『読売新聞』（同）等

30 内閣府 H P <<http://www8.cao.go.jp/survey/h21/h21-houseido/index.html>>

31 法務省 H P <<http://www.moj.jp/content/000054439.pdf>>

32 『朝日新聞』（平 23. 12. 14）

(2) 在留資格の見直し

高度な専門的能力を持つ外国人の就労を促進するため、資格や職歴、研究実績などを点数化し、一定水準を上回れば、在留期間延長などの優遇措置を取る「ポイント制」の導入が予定されている。これは、優秀な技術者らをめぐる国際的な人材獲得競争が激化していることを踏まえ、高度な資質や能力を有する者について、このような出入国管理上の優遇措置を講ずることによって、その受入れの促進を図ろうとするもので、平成 23 年の導入が予定されている。

5. 人権擁護行政に関する課題

(1) 人権擁護制度の改革

平成 8 年の人権擁護施策推進法によって設置された人権擁護推進審議会（平成 9 年設置）の答申（平成 13 年）に基づいて提出された「人権擁護法案（第 154 回国会閣法第 56 号）」は、人権擁護制度を抜本的に改革し、独立委員会である人権委員会を設置し、人権侵害による被害の実効的な救済等を図ることを目的とするものであり、平成 14 年、第 154 回国会に提出（参議院先議）されたが、翌 15 年、第 157 回国会において、解散により審査未了・廃案となった。

当初は、人権委員会の所管やいわゆる報道被害に対する法適用の是非等が主な論点であったが、その後、人権侵害の定義、人権委員会の権限の強大性、人権擁護委員の国籍条項の要否等でも意見が対立することとなった。

この間、新たな人権救済機関の設置に関して、民主党も、平成 17 年、第 162 回国会に、「人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案（第 162 回国会衆法第 33 号）」を提出したが、同国会において、解散により同法案も審査未了・廃案となった。なお、同党は、2009 総選挙マニフェストにおいても、「内閣府の外局として人権侵害救済機関を創設し、人権条約選択議定書を批准する。」としている³³。

その後、平成 22 年 6 月には、法務省の政務 3 役により「新たな人権救済機関の設置について（中間報告）」³⁴ が取りまとめられ、翌 23 年 8 月に「同（基本方針）」³⁵ が発表された。それによると、人権委員会は法務省に設置することとし、報道機関等による人権侵害については報道機関等による自主的取組に期待し、特段の規定は設けないこととされている。

(2) 個人通報制度

個人通報制度とは、個人が、直接、国際機関に人権侵害の救済を求める制度をいい、人権条約等で定められている。同制度の適用のためには、原則として、各国政府が条約中の個人通報条項を受諾宣言したか、条約にかかわる選択議定書の批准などを行っていることがその条件とされている。

33 前掲注 21

34 法務省 H P <<http://www.moj.go.jp/content/000049281.pdf>>

35 同 H P <<http://www.moj.go.jp/content/000077694.pdf>>

国際人権規約B規約（市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約））は、第一選択議定書で個人通報制度を定めており、生命や身体・精神の自由などの人権侵害で、通報を受けた国連・自由権規約委員会が審議し、見解を当事国の政府に送付することとしている。日本は、「司法権の独立」への懸念等を理由に同議定書を批准していないが、平岡法務大臣は、人権諸条約に基づく個人通報制度の導入につき、「通報事案への具体的対応の在り方や体制整備について、（略）検討を進めてまいり」たいとしている³⁶。

6. その他の課題

（1）法曹養成制度

ア 平成 13 年の司法制度改革審議会意見書においては、法科大学院を中核とする新しい法曹養成制度の提案が一つの大きな柱であり、具体的には、法科大学院修了者の 7 ～ 8 割、毎年 3,000 人程度が新司法試験に合格するとの目標が掲げられた³⁷。

しかしながら、平成 18 年から開始された新司法試験（旧司法試験の廃止に伴い、現在は、法務省HP上などでは司法試験とされている）の合格者は、同年に 1,009 人、平成 20 年には 2,209 人に達したものの、平成 21 年は 2,135 人、平成 22 年は 2,133 人、平成 23 年は 2,063 人と、上記目標の 3,000 人に及ばないだけでなく、最近 3 年間はむしろ漸減傾向にある。全体の最終合格率も、平成 18 年の 48.3 %から、平成 23 年には 23.5 %となっている。その結果、法科大学院全体の延べ入学志願者も、平成 16 年度の 72,800 人から平成 22 年度の 24,014 人へと急落している。

このような合格者数の状況について、法務大臣は、「司法試験の合格者というのは、専門的見地から司法試験考査委員の合意によって判定され（略）決定されている」としている³⁸が、この間、司法修習生の考試（いわゆる二回試験）の不合格者が増加傾向にあること等もあり、法科大学院制度そのものに対する厳しい批判も少なくない³⁹一方で、なお法科大学院制度は失敗ではないとの意見もある⁴⁰。

また、法科大学院を経由せずに司法試験受験資格を取得できる予備試験が、昨平成 23 年より開始されたが、出願者 8,971 名（受験者 6,477 名）に対し、合格者 116 名、合格率 1.8 %（受験者数比）となっており、法科大学院修了者との間の均衡等が問題となろう（法科大学院修了者は、受験者 336 名中合格者 19 名となっている⁴¹）。

さらに、司法試験合格者増に伴う修習生の就職問題も深刻化しており、平成 22 年 12 月の一斉登録の時点で、法曹資格を取得しながら、裁判官、検察官に採用されず、弁護士登録も行っていない者の数は 218 名に上っている（インハウスロイヤーの等も余り伸びておらず、弁護士等の転職・求人情報掲載サイトによると同年同月に司法修

36 第 179 回国会参議院法務委員会会議録第 1 号 2 頁（平 23. 10. 25）

37 内閣官邸HP <<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/index.html>>

38 第 179 回国会衆議院法務委員会会議録第 4 号 4 頁（平 23. 12. 6）等

39 米倉明「法科大学院雑記帳その 78」『戸籍時報』672 巻（日本加除出版株式会社 平 23. 8）106 頁以下及び同「同その 80」『同』674 巻（同 平 23. 10）74 頁以下

40 後藤昭「法科大学院制度は失敗したのか」『法律時報』83 巻 4 号（平 23. 4）34 頁以下

41 法務省HP <http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji07_00032.html>

習を終えた 1,730 人のうち、54 人がいわゆる即独（弁護士事務所勤務をしない独立のこと）であるといわれている⁴²⁾。また、昨年 12 月 15 日の弁護士登録日において、未登録者の割合が弁護士志望者の 2 割に上ったと伝えられている⁴³⁾。

イ また、司法修習生に対する給費制の問題については、平成 22 年 11 月に、1 年限りの存続が決まり、関係省庁の副大臣や有識者らで構成する「法曹養成フォーラム」において議論が続けられ、平成 23 年 8 月に、貸与制を基本とした上で、個々の司法修習生修了者の経済的な状況等を勘案した措置を講ずるとの第一次とりまとめが公表された。これを受け、第 179 回国会において、「裁判所法の一部を改正する法律案（閣法第 12 号）」が提出され、公明党提出の同法案修正案と併せ、衆議院法務委員会において審議されたが、同法案は、衆議院において継続審議となっている。今後は、法科大学院の学生の経済的負担や司法修習制度自体の要否等も含む議論が必要と思われる。

上記フォーラムでも、新たな法曹養成制度の問題点等について、引き続き議論がなされており、平成 25 年 5 月を目途にとりまとめを行う予定といわれている⁴⁴⁾。

（２）東日本大震災に伴う立法等

東日本大震災の被災に伴い、法務関係でも、様々な立法（第 177 回国会成立の東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律（平成 23 年法律第 69 号））や現行法の政令等による適用（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）等）がなされているが、第 179 回国会においては、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律案」の提出が検討されたが、見送られた。同法案は、同震災の被災者が、法的サービスを円滑に利用できるよう、日本司法支援センター（法テラス）が、同震災の被災者の資力の状況にかかわらず訴訟代理等に係る援助の業務を行うことができるものとして、次期通常国会における法務委員会の課題の一つとなる可能性もある。

【参考文献】

内田 貴『民法改正』（筑摩書房 平成 23 年 10 月）

江川 紹子『特捜検察は必要か』（岩波書店 平成 23 年 3 月）

横藤田 誠『裁判所は「権利の砦」たりうるか』（成文堂 平成 23 年 9 月）

今井 輝幸『韓国の国民参与裁判制度』（成文堂 平成 22 年 6 月）

河野 真樹『破綻する法科大学院と弁護士』（共栄書房 平成 23 年 11 月）

42 河野真樹『破綻する法科大学院と弁護士』（共栄書房 平 23.11）140 頁。なお、アメリカのインハウスイヤーの状況については、梅澤治為「企業法務部」『法の支配』162 号（平 23.7）参照。

43 『朝日新聞』（平 23.12.16）

44 韓国でも法科大学院（法学専門大学院）制度が開始され、平成 24 年に新しい司法試験（弁護士試験）が予定されている。同国では、同試験合格（予定）者数 1,500 人に対し、法科大学院入学定員は 2,000 人である。